

派遣スタッフの受け入れ基準・身だしなみ細則

株式会社マグナ.リゾート

制定：2026年5月5日

株式会社マグナ.リゾート

第1条（目的）

本基準は、派遣スタッフの受入基準および身だしなみ基準を定め、ホテル業にふさわしい清潔感・衛生を確保し、お客様に不快感を与えない環境を維持することを目的とする。

第2条（基本原則）

清潔感があり、社会通念上適切な身だしなみであること

お客様に不快感を与えない外見・臭いであること

本基準を満たさない場合は勤務不可とする

第3条（受入基準）

以下の条件を満たす者のみ受入可能とする

- ・清潔な頭髪・服装であること
- ・衛生管理（爪・体臭・口臭）ができていること
- ・規定に沿った服装が可能であること

第4条（刺青・タトゥー）

刺青（タトゥー）は大小・部位・露出有無を問わず一切禁止とする

刺青がある場合は受入不可とする

第5条（身だしなみ基準）

■頭髪

- ・清潔に保ち、寝ぐせを残さない
- ・顔が隠れる髪型は禁止
- ・カラーは黒または No.6 以内

【女性】

- ・肩に髪が付く場合は、シニヨンや髪留め等を使用しまとめること

【男性】

- ・長髪は禁止とする
- ・耳にかからない長さとする
- ・前髪が眉にかからないこと

【追記】

- ・髪色が基準に適合しない場合、当日の是正（染め直し）は認めない
- ・来社（移動）時点で基準を満たした状態で来ることを必須とする
- ・基準未達の場合は勤務不可とする（第10条と連動）

■顔・装飾

- ・ひげは毎日剃ること
- ・ナチュラルメイクを基本とする
- ・つけまつげは禁止とする
- ・カラーコンタクトの使用は禁止とする
- ・ピアスは業務中の使用を禁止する
- ・結婚指輪以外のアクセサリは禁止
- ・色付きレンズ・華美なメガネは禁止

■手・衛生

- ・手は清潔に保つ
- ・爪は短く切ること
- ・爪の長さは、指先から見てはみ出さない長さ（目安：0～1mm 以内）とする
- ・爪の裏に汚れがある状態は禁止とする
- ・マニキュアは透明または肌色のみ可

【手洗い基準】

- ・業務開始前および業務終了後は必ず手洗いを実施すること
- ・トイレ使用後は必ず手洗いを実施すること
- ・飲食物に触れる前後は必ず手洗いを実施すること
- ・汚れや異物に触れた場合は都度手洗いを実施すること
- ・手洗いは石けんを使用し、20 秒以上かけて十分に洗淨すること
- ・指先、爪の間、指の間、手首まで洗うこと
- ・洗淨後は清潔なペーパータオル等で拭き取ること

■服装・靴

- ・ユニフォームは清潔なものを着用
- ・汚れ・破損がある場合は交換
- ・靴は指定のものを着用
- ・サンダル（クロックス含む）は、制服着用時は禁止とする
- ・本規定は通勤時（出勤・退勤時）も含め適用する
- ・駐車場からホテル館内までの移動を含め、お客様の目に触れる場所では適切な服装とする

第6条（臭いに関する基準）

無臭を原則とする 以下を禁止する

- ・強い香水
- ・香りの強い整髪料
- ・体臭・口臭の放置
- ・タバコ臭が残っている状態
- ・香り付き柔軟剤の強い残り香
- ・香り付き消臭剤（ファブリーズ等）の使用

第7条（衛生備品および業務備品の着用）

- ・マスクおよびゴム手袋の着用は必須とせず、原則として個人の判断に委ねるものとする
- ・ただし、業務上必要と判断される場合は、現場責任者の指示に従い着用すること
- ・マスクを着用する場合は白色のものを使用し、清潔な状態を保つこと
- ・ゴム手袋を使用する場合は会社が支給するものを使用し、適切に交換すること

【共通】

- ・業務上必要な場合、インカムを着用することがある
- ・インカムは数量に限りがあるため、全員への貸与を必須としない
- ・配布対象者は現場責任者が業務内容に応じて指示する
- ・リーダー、配膳責任者等を優先して配布する場合がある
- ・貸与された者のみ責任を持って適切に装着し、業務指示に従い使用すること

第8条（名札の着用）

勤務中は会社指定の名札を必ず着用することを義務とする

名札はお客様から視認できる位置に正しく着用すること

汚損・破損がある場合は速やかに交換すること

未着用の場合は是正指導の対象とし、是正されない場合は勤務不可とする

第9条（事前確認）

派遣会社は登録時に本基準を説明すること

刺青の有無は必ず確認すること

基準に適合する者のみ紹介すること

第 10 条（当日運用）

- 基準未達の場合は勤務不可とする
- 刺青が発覚した場合は即勤務不可とする
- 軽微な違反は是正後判断とする

第 11 条（責任区分）

- ・派遣会社：事前確認および適合者の紹介
- ・当社：最終判断
- ・現場：受入時確認および指導

第 12 条（遵守事項）

- ・無申告は重大違反とする
- ・判断に迷う場合は事前確認を行うこと

以上